

## 令和7年第9回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月10日(水) 午後4時00分～

2. 開催場所 宇土市役所1階 会議室1

3. 出席委員 9名

中村英子 安田鷹嗣 那須千代 小森公明  
境 良一 芥川清二 鎌賀和夫 加悦雅浩  
宮本久美子

4. 欠席委員 3名

上村博文 芥川高一 太田桂子

5. 議事録署名者指名 境 良一 議長

議事録署名委員 芥川清委員 宮本委員

6. 議 事

- (1) 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- (2) 議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- (3) 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- (3) 議案第37号 農用地利用集積計画の同意について
- (4) 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

事務局 只今から令和7年第9回農業委員会総会を開催いたします。本日は、上村委員、芥川高一委員、太田委員がご欠席ですが、定数の過半数を超えていますので本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 本年9回目の総会開催、お忙しい中ご出席頂きましてありがとうございます。天草の方で大変な雨が降りましたが、これからは宇土市でもこういったことが続くのではないかと思います。また、9月3日から京都・

大阪への研修を行いました。大阪万博も見学しましたが来場者が 17 万人と相当な規模でありました。日本のパビリオンでは水の再生技術等があり、私も以前加工事業を行っていましたので知っていることもありました。やはり最新の技術は素晴らしいと思いました。研修後、体調が悪い人も多いので皆様もお気を付けください。本日もよろしくお願い致します。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第 3 の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第 5 条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、芥川清二委員さんと宮本委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第 34 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号 1 番について、確認委員の中村委員より説明をお願いします。

中村委員 検分しました。耕作者の規模拡大になります。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 1 番について説明します。地図は 2 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で 10 分、農業年数は 38 年、農機具を所有し、主たる作物はじゃがいもになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。元々荒地であります。現在は草刈りをされており、10 月下旬よりじゃがいもを植える予定とのことです。水は知人である隣接地の住人から借りるとのことです。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 1 番について、委員さんの

ご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認します。次に、申請番号2番と3番は関連しておりますので、確認委員の芥川委員より一括して説明をお願いします。

芥川清委員 議案書記載のとおりです。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番と3番について一括して説明します。地図は3ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で10分、農業年数は30年、農機具を購入予定で、主たる作物は水稻になり、3条の要件は満たしているものと思われます。なお、東側の2筆については、隣接する宅地もあわせて譲受人が購入されますので、進入口は確保されています。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号2番と3番について、委員さんのご意見はありませんか。

本田英委員 受け人は土建屋で高齢だが、耕作するつもりだろうか。

事務局 自分で耕作すると確認しています。

境議長 許可書を渡す際に、念押しで確認してください。他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番と3番について承認します。以上、議案第34号について3件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。申請番号1番について、確認委員の鎌賀副会長より説

明をお願いします。

鎌賀副会長 議案書記載のとおりです。ご審議よろしくをお願いします。

境会長 確認委員の説明は終わりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は5ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は網津町に居住する個人です。大工をしていた申請人は昭和50年頃から、申請地を住宅及び材料置場として造成し、使用していました。最近、土地の地目を確認したところ転用していなかったことが判明したため、今回の始末書付きの転用申請となりました。申請地は、公共投資のされていない、10ha未満の生産性の低い第2種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認します。以上、議案第35号について1件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。申請番号1番について、確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 何も問題無いと思われれます。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は8ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は熊本市で不動産業等を営む法人です。申請地は閑静な住宅街に位置し、コンビニ、スーパーや公園等、居住する上で利便性が高いことから宅地分譲地として需要があると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画用途地域内のため第3種農地です。

以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 1 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 1 番について承認します。次に、申請番号 2 番について、確認委員の那須委員より説明をお願いします。

那須委員 家族へ譲るため無償となっています。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 2 番について説明します。地図は 9 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、熊本市南区のアパートに居住する個人です。現在の住居では手狭になったため、マイホームを建築する計画を建てたところ、父親の所有地である申請地は、近くに公共施設や商業施設があり、交通の利便性にも優れている場所であることから、住宅地として適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、公共投資のされていない、10ha 未満の生産性の低い第 2 種農地です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 2 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 2 番について承認します。次に、申請番号 3 番について、確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 周辺はほぼ事業者の事業用地となっている土地です。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

- 事務局 申請番号 3 番について説明します。地図は 10 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は松山町で運送業を営む法人で、申請地北側に本社があり、令和元年頃より駐車場として利用していました。土地売買完了時に転用申請及び所有権移転登記まで完了しているものと誤認していたとのことで、今回、始末書添付での転用申請となりました。申請地は、公共投資のされていない、10ha 未満の生産性の低い第 2 種農地です。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 3 番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので 3 番について承認します。次に、申請番号 4 番について、保留のため事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号 4 番については、現時点で市の災害防止条例に基づく都市整備課との協議がされていないため、来月以降に審議予定です。議案書からは削除をお願いします。
- 境議長 事務局の説明のとおり 4 番については削除をお願いします。以上、議案第 36 号について 3 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 37 号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 説明いたします。議案書の 14 ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃（しゃくちん）などにつきましては議案書記載のとおりです。14 ページ 55 番から 57 番につきましては、農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した利用権の新規設定となります。次に 15 ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、今月は田が 2,322 m<sup>2</sup>、普通畑が 14,324 m<sup>2</sup>となっています。次に 16 ページをご覧ください。各地区ごとの農地の貸借状況を示しております。なお、表

示している数値は、前回の総会後の時点で作成しておりますので、御了承ください。それでは上から順に説明いたします。まず、市内の農地の筆数及び面積になりますが、市全体の合計は28,744筆の23,829,571㎡で、各地区の数値は記載のとおりです。中段は農地法第3条、利用権、機構法及び貸借なし、ごとの各地区の筆数及び面積になり、貸借なしは自作を含んでいます。下段は中段の数値を地区ごとの割合に直したものです。面積をベースにいきますと、市全体では農地法第3条を活用されている割合は10.63%、利用権は6.30%、機構法は5.82%、貸借なしは77.24%となっております。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第37号について承認します。次に、報告第11号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告いたします。18ページをご覧ください。議案第36号5条の4番の保留に伴い、1番の解約も次回以降に保留したいとのことでしたので、議案書から削除をお願いします。解約件数は1件、総合計は2筆で3,073㎡です。解約農地、地目、面積、賃貸人、借借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

境議長 ご意見ないようですので、報告第11号について事務局の報告を終わります。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございます。閉会の言葉を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 ご審議ありがとうございました。これをもちまして令和7年第9回の総会を閉会します。

議 長 境 良一

議事録署名人

芥川 清二

議事録署名人

宮本 久美子